⑹　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　本工事に係る施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合は、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

なお、特定建設工事共同企業体において、技術提案及び標準案の施工計画の提出は１提案とする。

以上のとおり、提出された施工計画（標準案又は技術提案）が適正であること。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び本工事においての施工体制及び技術提案（性能・機能としての地盤改良の品質向上及び特別な安全対策としての施工時の安全対策）をもって入札を行い、下記３⑴の要件に該当する者のうち、下記３⑵によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、下記３⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑵　評価項目と評価基準

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　評価項目は次のイ）及びロ）とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、施工体制評価点の合計は最大で30点とし、加算点の合計は最大で40点とする。

イ）施工体制

ロ）施工計画（技術提案）

⑶　上記３⑴において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

⑷　技術提案書の作成及び通知

①　技術提案書等は、入札説明書に基づき作成するものとする。

②　施工計画（標準案又は技術提案）の採否については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

⑸　技術提案書作成説明会は行わない。

⑹　ヒアリングの実施

①　技術提案書　技術提案書のヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場所、日時等の必要事項は別途通知する。

②　施工体制の審査　技術提案書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

⑺　実施上の留意事項

ア　工事成績評定からの減点

①　提案された技術提案に対して、受注者の責により提案が達成できない場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。減点の範囲は最大10点とする。

②　受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

イ　違約金の徴収

①　提案された技術提案に対して、受注者の責により提案が達成できない場合は、違約金の徴収を行う。詳細は入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部経理調達課契約管理第一係　松村　　匡　電話092―418―3345

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　入札説明書を入札情報サービスより交付する。交付期間は平成22年４月９日から平成22年６月25日（最終日は17時00分まで）。入札情報サービスホームページアドレス http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/

②　①に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記４⑴の担当部局において交付（貸与）する。交付期間は平成22年４月９日から平成22年６月25日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで。

⑶　申請書、資料及び技術提案書等の提出期間、場所及び方法　平成22年４月12日から平成22年５月11日までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成22年４月12日から平成22年５月11日まで。上記４⑴に同じ。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送すること。

①　電子入札システムによる入札の締切は、平成22年６月25日14時00分。

②　紙による持参の場合は、平成22年６月25日14時00分。九州地方整備局総務部経理調達課まで持参。

③　郵送による入札書の受領期限は、平成22年６月25日14時00分。郵送先は、九州地方整備局総務部経理調達課。

開札は、平成22年６月28日10時00分　九州地方整備局総務部経理調達課入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料又は技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。